

## 船橋市の林業を認め、水産多面的機能発揮事業同様に森林多面的機能発揮対策費についても市の支援をすること求める陳情

### 【願意】

- 1, 船橋市における林業を認めること。
- 2, 森林多面的機能発揮対策事業費について、市も支援すること。
- 3, 水産多面的機能発揮対策事業費について、市負担分を支出する根拠を明らかにすること。

### 【理由】

1, 市は、令和2年第3回定例会で「森林・山村多面的機能発揮対策事業については、本市内には林業をなりわいとされている方やなりわいとして営まれている森林もない」としています。

しかし、林業とは、「経済的利用を目的として樹木を伐採し林産物を生産する産業であり、木材を生産するために植林や間伐、枝打ち、下草刈りなど林木の育成、管理を行う。管理されていない場所の広葉樹の森林などでも樹木を伐採し林産物を生産する。」ものです。また「広い意味で理解すると、その産業活動に付随して、森林の造成、保全、利用に関わる活動全般、森林の林産物生産育成を始めとして、国土の保全、水源かん養、生物多様性維持などの森林の持つ公益的機能を保持する役割など、森林樹木の利用及び維持のための仕事などが広い意味で林業と呼ばれることもある」とされています。

加えて、農林業センサスの定義によると、「1ヘクタール以上を所有する世帯を「林家（りんか）」と呼び、それ以外の林業経営体、林業事業体として、会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人がある。林業事業体が必ずしも施業を行っているとは限らない」とあります。

さて、船橋市には都市部では珍しく「森林経営計画」があり、船橋市長により認定され施業されています。森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。これは「森林・林業基本計画」「全国森林計画」「千葉県北部森林計画」「船橋市森林計画」に連なる森林所有者等がたてる計画であり、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。また、「資源として充実してきた森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給していくことをねらいとしている」とさ

れ、市内においても木材をチップ用として出荷している事例もあり、まさに林業そのものであります。

また、「なりわい」とは、今日明日の生活のための収穫作業で、すぐに金を稼げることを意味しますが、林業は農業や水産業と違って30年、50年という長期の計画により保育、下刈りなどの事業が行われていくものであり、「なりわい」で括るのは違和感があります。

「なりわい」を理由とするのは、論理のすり替えです。担当課長にあつては、会議において農水産課には林の語が入っていない、とか森林のことは良くわからない、などと無責任な発言を繰り返しています。林業に対する認識があまりにも不足しており、林業がないという答弁は全くの誤り、若しくは虚偽と言わざるを得ません。

さらに、森林環境譲与税の算定には国勢調査をもとに該当市町村で就業する林業就業者数等の数値が使用されており、船橋市においても林業就業者数10名弱として森林環境譲与税が算定されています。それでいて、林業がないとする根拠を示してください。

2、令和2年第4回定例会において、水産多面的機能発揮対策事業費に関し「国庫補助金のみで実施可能な事業については、地方公共団体の上乘せはしておりません。」と答弁されています。しかし、私どもは農水産課から説明を求められたこともないし、職員が現地を訪れたこともありません。国庫補助金のみで実施可能とはどのように判断したのか、判断の基準とともに説明してください。

次に、「個々の事業全てに市の負担が必要だということではない」との答弁ですが、恣意的に運用していることを正当化するためとしか思えません。

また、「県と市と折半して補助ということの取決めはなく、県はできるだけ市と同額を支出するように努めているというふうに県からは伺っている」とも答弁していますが、当初県は市町が負担した場合に県が負担する方法を検討していたようですが、「市町が協力的でないことは我々の責任ではない」との活動団体の強い要望により、市町が出さなくても県単独で支出することになったという経緯があります。

県は市町に理解がなくても森林の重要性や有効性に鑑み、「努めている」のではなく、もれなく支出しています。

3、水産多面的機能発揮対策事業費について市は当初から支出しているようですが、行政の平等原則に反するとともに、公平性に疑問があります。「水産多面的機能発揮対策事業については、市の費用負担が申請要件となっていること」と答弁していますが、水産多面的機能発揮対策実施要綱、同交付金交付要綱、同実施要領その他資料をあたっても申請要件となっている部分に行き当たりません。

水産庁に確認したところ、優先採択とはあるが申請要件ではないとはっきり否定しました。

これは森林多面的機能発揮対策事業と全く同じです。

何をもって申請要件としたのか、また、市の負担が必要と判断したのか、明確な根拠を示してください。

## 【総論】

そもそも、両事業ともに林業・水産業自体には使えないものであります。

森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱、同交付金交付要綱、同実施要領等の膨大な文章の中で、「林業」という語が使われているのは、下記の実施要綱中「森林・林業を支える山村の過疎化・高齢化が進む中」というくだりのみであり、基本的に林業とのかかわりはありません。

森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱第1(趣旨)には概ね次のように記されています。

「森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国の有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。しかし、山村の過疎化・高齢化が進む中、藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっている。通常の木材生産を主目的とした森林整備では対応できないものであり、コミュニティの関心や活力を向上することが効率的かつ効果的です。このため、森林所有者や地域住民、地域外関係者等が協力して保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対し支援する。」とされ、すなわち、この交付金は「林業」では対応できない森林の保全に対する取り組みに対し交付されるものであり、林業とは直接関わりがないことは明白です。

最後に、平成29年度にこの交付金の制度が変わり、地方公共団体の支援が始まった当時、市が出さない理由として当時の課長補佐【現課長】の説明として、「財政課が新規の補助金は認めないから出さない」と我々に説明しましたが、それは虚偽であったということによるのか。虚偽でなければいつどのような理由で変更になったのか説明してください。

## 【結論】

これらの誤った解釈や正確ではない理由などにより、本来享受されるべき利益が得られず、厳しい事業運営を余儀なくされてまいりました。

経済部長は「森林・山村多面的機能発揮対策事業でも、市の負担や支援ということは現時点としては考えておりません」と答弁していながら、「森林ボランティアの役割というのは、私どもとしましても大変大切」などと不筋であります。また、「今後森林環境譲与税を活用いたしまして、ボランティア団体の支援について、今現在、関係部署と協議」としているものの、農水産課から提示された支援策は既存の団体にはほとんど益のない内容になっており、本気で支援しようとの姿勢は全く見えません。せっかく森林整備養成講座を開催していながら、その後の支援をしないことから新規の団体はおろか、人材も増えていない状況にあります。

船橋市には300ha以上の森林がありますが、化石燃料や化学肥料の普及等により、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて維持・管理されてきた森林が、侵入竹などにより荒廃が進んでいます。森林所有者の高齢化等により整備は全く追いついていないのが現状であり、台風19号の際の倒木が未だそのままになっています。また、近年はナラ枯れ被害木が多発し、

今後枯損木の伐採も必要になってきます。

森林の危機的状況は、森林環境税等の成立を考えれば歴然であります。

森林整備は誰かが担わなければ、荒廃は進み、防災や環境などに様々な影響を与えます。活動を続けていくにあたり、様々な道具、維持管理費、保険、活動費などの費用が掛かりますし、後継者を育成していく上でも支援が必要です。これまで国、県、民間の支援が頼りでした。一番身近で受益者であるはずの市からは全く支援はありません。

これほどまでに理解がないことにとっても失望しています。生業でないからとか林業がないから支援しないなどと、理屈にもならない言い訳で誠実のかけらもない市の姿勢は失望の極みです。

このような状況で、会員の気持ちが冷え込むのが一番心配です。森林ボランティアは報酬を求めて参加しているわけではなく、満足感や感謝の言葉を頼りに参加しています。しかしながら、作業に参加するためには個人的にも様々な費用が掛かることから、幾ばくかの報酬を支払い、長期にわたり継続していくようにすることが重要になります。

森林所有者や地域住民、都市住民等の多様な市民が森林や環境に興味を持ち、森林整備に参画できるよう様々な指導や財政的支援をするのが行政の責任だと思います。

森林所有者、NPO等との合意形成を図り、住民参加による森林整備の支援に努めると共に、NPO等の森林づくりへの参画を推進するよう要望します。

以上、公平・公正で透明性のある対応はもとより、明確に誤っている解釈を改め、その原因を明らかにするとともに、関係部署には適切な対応を求めます。